

柔道整復施術所における
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

公益社団法人日本柔道整復師会
一般社団法人日本柔道整復接骨医学会

令和2年7月16日

柔道整復施術所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

公益社団法人 日本柔道整復師会

一般社団法人 日本柔道整復接骨医学会

「柔道整復施術所（以下「施術所」という。）において提供する施術」（以下「施術」という。）においては、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策を徹底するため、厚生労働省ほか関係省庁の通知、関連学会の見解等を踏まえ、柔道整復術を実施するにあたって適切な感染症対策を行い施術所の環境を確保する。

1 施術所の対応

(1) 基本的な姿勢

新型コロナウイルス感染症対策としていわゆる「3密」（密閉・密集・密接）を避けることとされています。施術所は、3つの密をそれぞれ可能な限り回避することにより施術を実施する環境の確保に努めることとする。

(2) 施術所の環境の確保

- 1) 患者、柔道整復師は、相互の安全確保のため、原則、施術所ではマスクを着用することとする。
- 2) マスク不足が深刻な時期は、患者のマスクは、原則、患者に用意してもらいます。マスクがない場合は、受診できないことを患者に伝え、マスクが確保できないは、施術所に相談するよう患者に説明する。
- 3) 受付後、速やかに新型コロナウイルス関連の予診票の記載、体温測定を行い、患者の健康状態を確認する。
- 4) 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）がある場合など、施術を行うのに不相当と判断した場合は、患者に説明したうえで、体調が回復してからの来院を促す。
- 5) 施術所内では事務室や施術者・スタッフ控室での3密を避けるため、共用する物を減らし、集団で食事をする等については感染リスクにつながることを認識し、避けるように努める。
- 6) 患者の「密集」を避けるため、施術所の患者数の状況により予約制につ

いても検討する。

- 7) 患者とスタッフが対面で話す際は、適切な距離を確保するよう配慮する。
- 8) 施術所の各ベッドはパーティションで仕切りを設け、施術所の動線にも注意するように努める。
- 9) 施術所の各ベッドは、患者を施術した後は、頭部にタオルなど敷いた場合には、その都度交換し感染リスクを避けるよう努める。また、ベッドも含め機器などについても、次亜塩素酸水等により除菌するなどして施術を行う環境の確保に努める。
- 10) 室内の換気、空気循環を図るため、1時間に2回以上定期的に窓やドアを開けるなど行う。ただし、機械式換気装置が稼働し、十分な換気量が確保されている場合は除く。
- 11) スタッフは、次亜塩素酸水等により入念に除菌する等により努める。
- 12) 施術所内を次亜塩素酸水などで清拭するなどにより環境衛生に努める。特に、トイレ、ドアノブ、手摺など患者が触れる箇所は、定期的に清拭し環境衛生に努める。

(3) 柔道整復師等スタッフが感染源とならないための配慮

- 1) スタッフは毎朝出勤前に体温を測定し、発熱等の症状がある場合には、職場に連絡し医療機関を受診することとする。管理者は、毎朝スタッフの体温測定結果と体調を確認し記録することとする。なお、スタッフの体調等に異常を認めた場合には、そのスタッフを出勤停止とする。
- 2) 過去に発熱が認められた場合には、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状等が改善傾向になるまでは出勤を停止する。(インフルエンザ等が原因の発熱と診断された場合は各疾患の規定に従います。)このような状況が解消した場合であっても、管理者は引き続き当該スタッフの健康状態には留意する。
- 3) すべてのスタッフはマスクを着用するとともに、手洗い又は次亜塩素酸水等による手指の除菌等を徹底して行う。
- 4) スタッフ休憩室なども定期的な消毒を行い、スタッフ間で感染が起これないように努める。
- 5) スタッフに新型コロナウイルス感染症の感染者が発生した場合には、管理者は保健所等の指示に基づき、直ちに万全の対応を行う。
- 6) 新型コロナウイルス感染症に罹患し、治癒したスタッフは、保健所等の指導に基づき出勤させる。

2 患者にお願いする事項

(1) 事前に患者に通知する事項

1) 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、以下、アからカの患者には当分の間、施術することはお断りし、体調が回復してから来院するよう説明する。

ア いわゆる風邪症状が持続している方

イ 発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）、咳、息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、喉の痛み、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気、嘔吐、味覚異常、嗅覚異常などのある方

ウ 過去 2 週間以内に発熱（平熱より高い体温、あるいは体温が 37.5℃以上を目安とする。）のあった方

エ 2 週間以内に、外国への渡航歴がある方および渡航歴がある方と家庭や職場内当で接触歴のある方

オ 2 週間以内に、新型コロナウイルス感染症の患者やその疑いがある者（同居者・職場内での発熱を含む。）との接触歴のある方

カ 新型コロナウイルス感染症の患者に濃厚接触の可能性があり、待機期間内（自主待機も含む。）の方

2) アからカに該当し症状等が続く場合、あるいは基礎疾患（持病）のある方は医療機関に相談するよう説明する。

3) 新型コロナウイルス感染症に感染すると悪化しやすい高齢者、糖尿病・心血管系疾患・高血圧・慢性呼吸器疾患の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方には施術を延期することも考慮する。

(2) 施術を行うにあたって、患者にお願いする事項

1) 患者には各自マスクの着用をお願いする。

2) マスクは患者本人で用意していただくが、万一、マスクがない場合には施術所に相談するようお願いする。

3) 入口等に次亜塩素酸水等を用意して、適宜、手指を除菌等するようお願いする。

4) 非接触型体温計等で体温を実測することについての協力をお願いする。

これらのことを踏まえ、従来の施術における予診票に加えて下記のような項目をチェックすることも検討する。

1) 基礎疾患・免疫疾患がある はい ・ いいえ

「はい」と答え方

下記の項目に当てはまるものにチェックを入れてください

- | | |
|--------------------------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 糖尿病 | <input type="checkbox"/> 心血管系疾患 |
| <input type="checkbox"/> 高血圧 | <input type="checkbox"/> 慢性呼吸器系疾患 |
| <input type="checkbox"/> 癌 | <input type="checkbox"/> ステロイド長期投与 |
| <input type="checkbox"/> 透析 | <input type="checkbox"/> 免疫抑制剤服用 |
| <input type="checkbox"/> その他 (|) |

2) 37.5度以上の熱がある はい ・ いいえ

3) 風邪に似た症状がある（せきや喉の痛みや関節の痛みなど） はい ・ いいえ

4) 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある はい ・ いいえ

5) 味覚・嗅覚に異常がある はい ・ いいえ

6) 2週間以内に海外への渡航歴がある はい ・ いいえ

7) 新型コロナウイルス感染者、またはその疑いがある者との接触がある はい ・ いいえ

8) COVID-19 感染症の検査を受けた、または陽性と診断されたことがある はい ・ いいえ